

カジノ施設におけるマナー・ローンダリング対策 ・入場規制

弁護士法人三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

マネー・ローンダリングとは？

表の世界で堂々と使える金へ

表に出せないお金を・・・



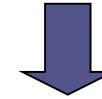
再び犯罪資金にも・・・



【インテグレーション】
合法的な手段によって入手したかのような形で最終的に資金を取得する段階



【プレイスメント】
犯罪によって得られた資金を金融システムに導入する段階



違法賭博

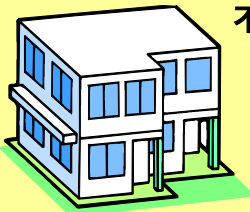
振り込め詐欺

売春

きれいな金



転売

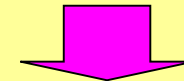


不動産

【レイヤリング】

金融システムに導入された不法資金を、さらなる金融取引を繰り返し実行することにより出所や所有者を隠す段階

犯罪収益



購入



出典：警察庁作成資料を修正

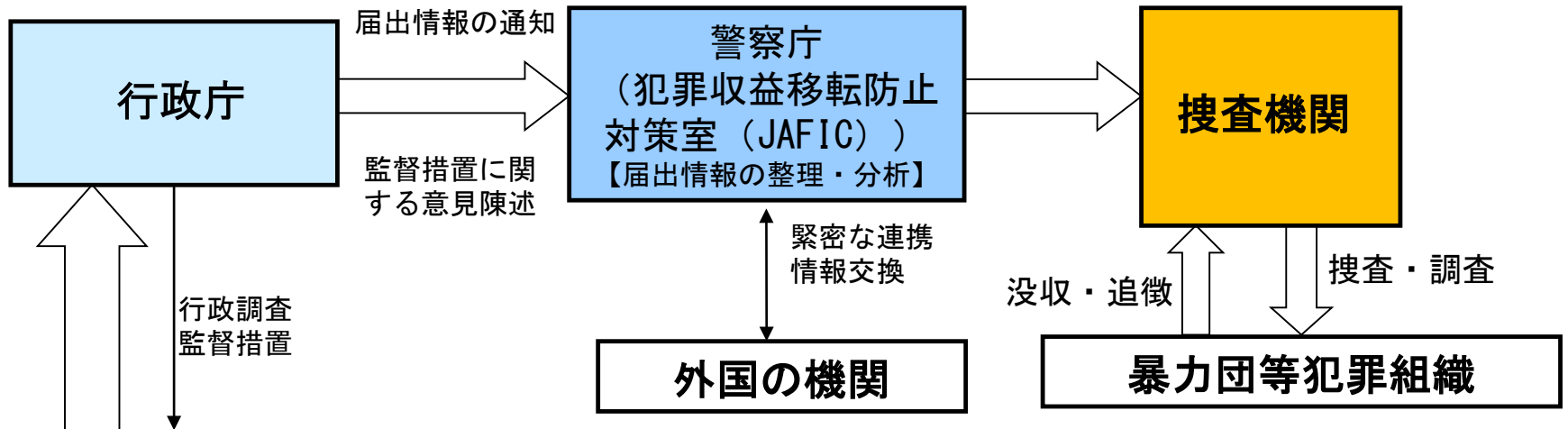
FATF勧告によるカジノにおける顧客管理

- FATF (Financial Action Task Force (金融活動作業部会)) とは、マネー・ローンダリング対策・テロ資金供与対策に関する政府間会合である。
- FATF勧告は、マネー・ローンダリング対策・テロ資金供与対策に関して各国が採るべき措置を定めている。勧告は事実上の国際スタンダードとなっている。
- FATF勧告において、カジノというゲーミング場はマネー・ローンダリング対策を講じなければならない対象施設になっている。カジノを合法化している国はFATF勧告に従った国内措置を講じている。
- FATF勧告においては、カジノについては、免許制、犯罪者及びその関係者による所有、経営、運営の防止、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の義務の遵守等の規制措置及び監督措置の対象とすべきこととされている。そのために、一定の基準以上の賭けをする顧客の本人確認義務および記録保存義務を負うことになる。
- わが国では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で、金融機関やクレジットカード会社・宅建業者等に対して、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存義務、疑わしい取引の届出義務などを定めている。

【参議院内閣委員会附帯決議】

12. カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、第7項の**事業主体の廉潔性を確保するための措置**、第8項及び第9項の**カジノへの厳格な入場規制を導入するための措置**、第11項の**世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築するための措置**に加え、マネー・ローンダリング対策に関する国際基準であるFATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制の現状等を踏まえつつ、**カジノの顧客の取引時確認、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること**。また、カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、**厳格な税の執行を確保すること**。

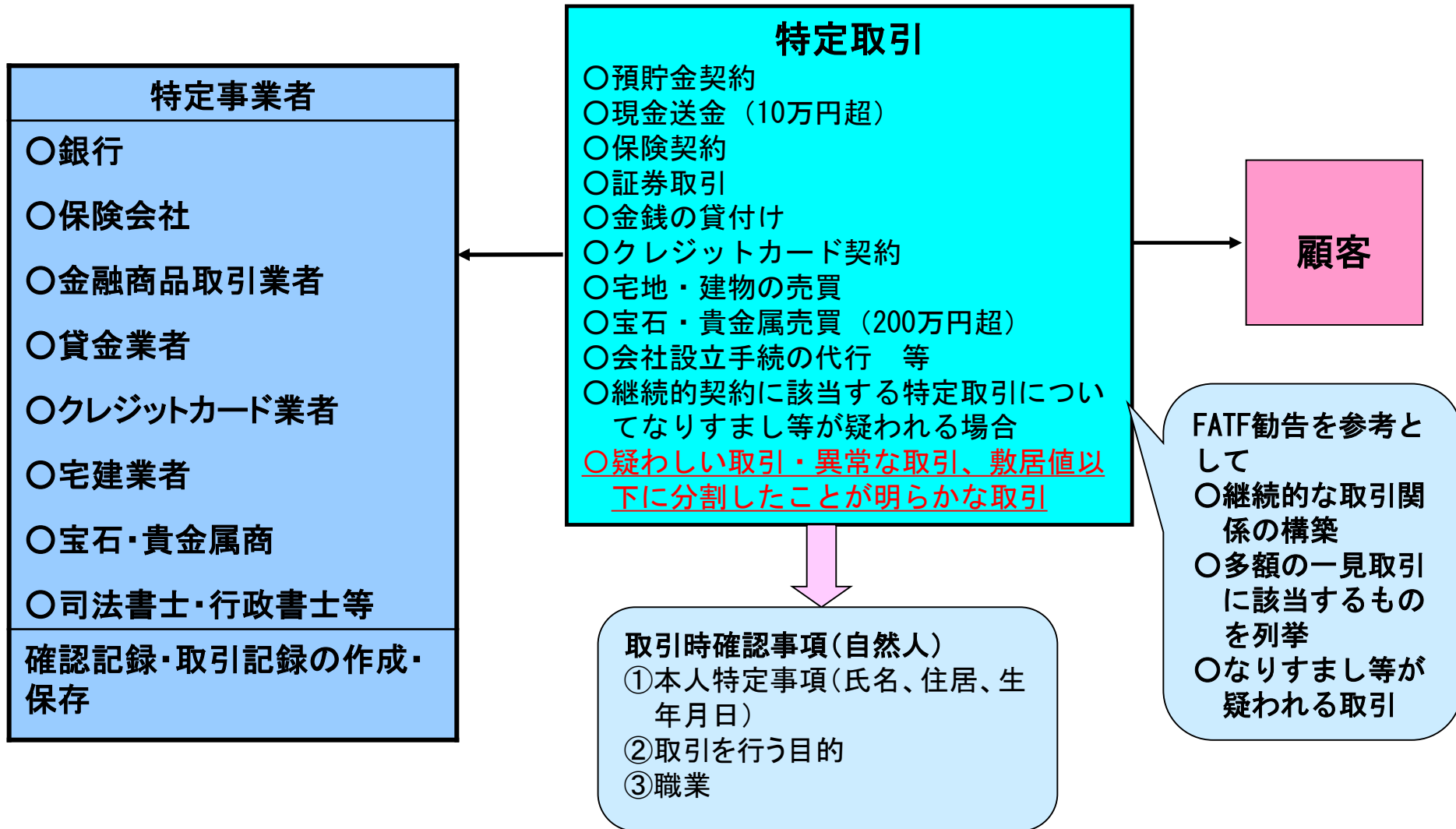
犯罪収益移転防止法の概要



特定事業者		
金融機関（銀行、証券、保険等）、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅建業者、宝石・貴金属業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者	司法書士 行政書士 公認会計士 税理士	弁護士
顧客等の取引時確認義務等		
確認記録・取引記録等の作成・保存義務		
疑わしい取引の届出義務		

出典：警察庁作成資料

犯罪収益移転防止法における取引時確認



出所：警察庁犯罪収益移転防止官（JAFIC）公表資料（一部修正）

わが国の対策も平成28年10月施行の改正で国際水準となった

- 顔写真のない本人確認書類についての二次的な確認の追加
- 法人の取引担当者の代理権の確認手段の厳格化
- 実質的支配者の本人特定事項の確認手段の厳格化
- 特定取引の追加（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引・敷居値以下に分割したことが明らかな取引）
- 「特定取引を除外する取引」を「簡素な顧客管理が許容される取引」に変更
- 高リスク取引として外国PEPsとの間の特定取引が追加
- 疑わしい取引の届出の判断基準の明確化
- 犯罪収益移転危険度調査書の作成・公表
- 継続的顧客管理措置の追加（社内規程、統括管理者の選任、リスク評価書、従業員を採用、監査）
- 外国営業所、外国子会社の体制整備
- コルレス契約締結時の確認

各国の高額取引報告と疑わしい取引の報告

報告の種類	米国／ネバダ州 金融犯罪取締ネット ワーク (FinCEN)	シンガポール CRAS／商務省 (シンガポール警察)	マカオ DICJ／金融情報局 (GIF)	日本 カジノ管理委員会 ／警察庁 (JAFIC)
高額取引報告 と最低限度額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通貨取引報告 (CTR) ■ US\$10,000以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現金取引報告 ■ S\$10,000 (US\$7,269) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高額取引の報告 (ROVE) (サマリー報告をDICJへ届出) ■ MOP500,000 (US\$62,255) 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯収法においては取引時確認と確認記録の作成・保存義務 ■ 高額取引報告義務なし
疑わしい取引 の報告と最低 限度額	<ul style="list-style-type: none"> ■ カジノによる疑わしい活動の報告 (SAR) ■ US\$5,000以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 疑わしい取引の報告 (STR) ■ 最低限度額なし 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 疑わしい取引の報告 (STR) (サマリー報告をGIFへ届出) ■ 最低限度額なし 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 疑わしい取引の届出 ■ 最低限度額なし

- 日本の犯罪収益移転防止法では、取引時確認及び確認記録の作成保存義務、疑わしい取引の届出義務が課されているが、高額取引の報告義務はない。
- 疑わしい取引の届出に最低限度額がない点では米国よりも厳しい規制と評価できる。
- 米国ではカジノ管理当局 (Nevada Gaming Control Board) とマネー・ローンダリングの規制当局 (FinCEN) が異なる。日本においては、カジノ管理委員会が一次的なマネー・ローンダリングの管理当局となる。

取引時確認義務・高額取引の報告義務

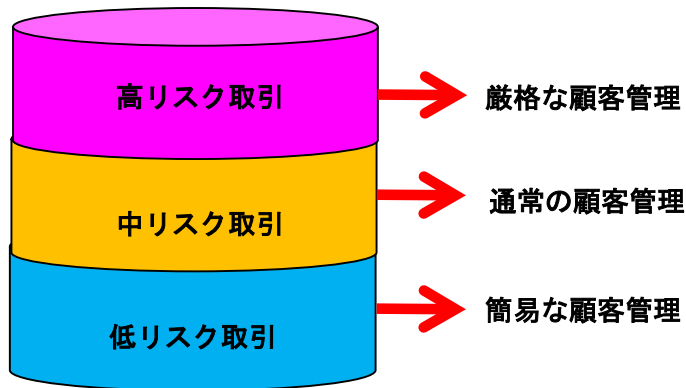
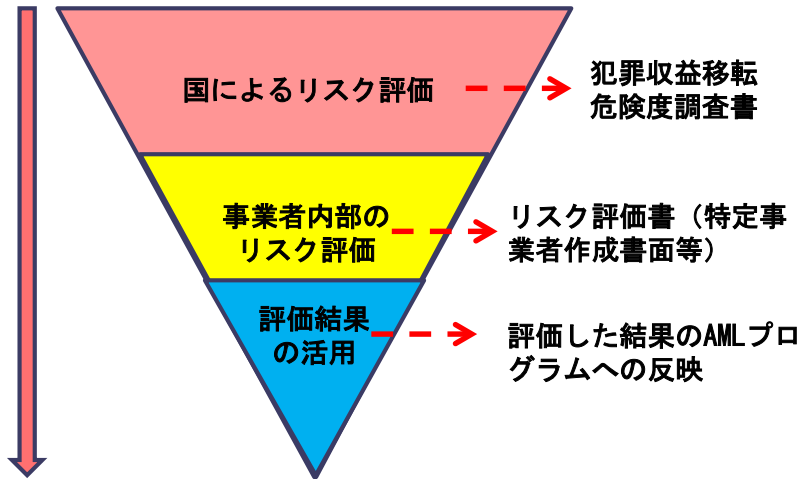
- IR事業者を犯罪収益移転防止法上の「特定事業者」として位置付け、下記の取引を行う場合には、取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の対象とすべき。
 - ◇現金をチップと交換する場面（FATFの推奨は3000米ドル）
 - ◇チップを現金と交換する場面（FATFの推奨は3000米ドル）
 - ◇フロント・マネー（預託金勘定）を設定する場面
 - ◇クレジット・ライン（与信枠）を設定する場面

- * 犯罪収益移転防止法では、取引時確認済みの顧客については、確認済みの確認のみ行うことが許容されているが、1回毎、取引時確認をさせるべき。

- 取引時確認における本人確認書類は顔写真付のものに限定。
 - * 日本のカジノ施設では、入場時に日本人・永住者については個人番号カード、外国人観光客等についてはパスポートが提示が求められるので本人確認書類もこれらが想定される。

- 犯罪収益移転防止法では課せられていないが、マネー・ローンダリングの抑止に一定程度役に立っていると考えられることから、高額取引に関する当局（カジノ管理委員会）への報告義務の導入も検討してはどうか？
 - * 米国（1万米ドル以上の報告義務）、シンガポール（1万シンガポールドル（7,269米ドル）以上の報告義務）、マカオ（50万マカオパタカ（62,255米ドル）以上の報告義務）にはあり。

リスクベース・アプローチ



* 法令の定めのほか、リスク評価の結果を反映

- 「**リスクベース・アプローチ**」とは、事業者がマネー・ローンダリングのリスクに応じて顧客管理措置を講ずること。事業者がその限られた資源をマネー・ローンダリングの危険性の高い取引に効果的に投入する観点から望ましい。
- FATFが2012年2月に改訂した「40の勧告」では、各国が自国におけるマネー・ローンダリングのリスクを特定・評価することを要請。国が実施するリスク評価は、事業者が取り扱う各種取引や商品・サービスがマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを国として特定・評価するもの。（**国によるリスク評価**）
- 事業者においても、リスクベース・アプローチの考えに基づき、限られた人的・経済的資源をより効率的に活用するため、国によるリスク評価の結果を踏まえ、自らリスク評価を行い、法令に定められた義務に加えて、取引形態や顧客、商品・サービス等のリスクに応じて、自主的な措置を講ずることは、マネー・ローンダリング等の防止にとって有益である。（**事業者によるリスク評価**）

犯収法で求められる特定事業者の内部管理体制の整備義務

- ①取引時確認事項の最新化
- ②使用人に対する教育訓練の実施
- ③規程の作成
- ④統括管理者の選任
- ⑤リスク評価書（自らの取引を調査・分析した結果）の作成・見直し・変更
- ⑥リスク評価書の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集・整理・分析すること。
- ⑦リスク評価書の内容を勘案し、確認記録・取引記録等を継続的に精査すること。
- ⑧高リスク取引について、統括管理者の承認を受けさせること。
- ⑨高リスク取引について、リスク評価書により情報の収集・整理・分析を行ったときは、その結果を記載した書面を作成し、確認記録・取引記録等と共に保存。
- ⑩必要な能力を有する職員の採用。
- ⑪取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

* カジノにおいてもゲーミングにおける内部統制（MICS）と共に、犯罪収益移転防止法が求める内部管理体制の整備が求められる。

* 犯罪収益移転防止法上の内部管理体制の整備は努力義務であるがより強固な法的義務とする必要がある。

カジノにおける内部管理体制の整備（リスクベース）

リスク評価

国のリスク評価を参考に、顧客の属性、取引の性質、顧客の取引の態様などにより、自社のカジノにおけるリスク評価・リスク低減措置を検討。

AMLコンプライアンスプログラムの策定

リスク評価の結果、顧客管理措置、IR事業者の組織体制、従業員の教育、IT技術、疑わしい取引の届出、監査などに関するプログラム・内部規程を策定。

有能な従業員の採用 AMLオフィサーの選定

AMLに関する資格（ACAMS）等を有する有能な職員の採用。
AMLに関する統括管理する責任者の選定。

従業員の教育・訓練

従業員（役員を含む）に対する顧客管理措置の方法やリスク評価の結果に基づくカジノにおける疑わしい取引等に関する教育訓練。

取引モニタリング

リスク評価の結果の結果を活用して定期的に顧客・取引のモニタリングを行う。必要に応じて疑わしい取引の届出をする。

監査

自社のカジノにおける内部管理体制について定期的に内部監査部門または外部監査により検証を行う。検証結果に基づき適宜見直しを行う。（PDCA）

カジノ施設におけるマネー・ローンダリングの手口（疑わしい取引）

□ 少額使用・未使用

この手法は、カジノにおいてチップ等の金銭的価値のあるものを使用してなされるものである。麻薬で得た収益などの犯罪収益をカジノのゲームチップに交換し、ほとんどまたは全くカジノでプレーをしないで、カジノの賞金として現金化または小切手化する手法等である。

□ ストラクチャリング（敷居値以下の取引による取引時確認の忌避）

この手法は、多額の金額をカジノにおいて小口の取引に分けて行い、報告義務が課される敷居値以下の取引をする方法である。代理人を用いる場合等もある。エージェントを利用して、チップを現金に交換し、取引時確認を避けることもある。

□ リファイニング

マネー・ローンダラーや犯罪組織が、カジノ取引を利用して、犯罪で得た低い額面金額の紙幣を、高い額面金額の紙幣に交換する手法。

□ 両サイドでの賭け

複数の者が、テーブルゲーム（赤白など）で、両サイドに同じ金額を賭けるといった手法。

□ 勝ちゲームの買取り

スロットマシンやジャックポットの近くで勝ったプレイヤーからチケットを現金で購入する。

□ 従業員との共謀

ルーレット等でディーラーと共謀して、結果を操作する。

FATF "Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector - March 2009" を基に作成

リスク評価

リスク評価の結果、リスクの高い取引については、リスク低減措置を講じてマネー・ローンダリングのリスクを低減する必要がある。

リスクの高い取引	リスク低減措置
顧客の属性 - 反社会的勢力 - VIP顧客 - PEPs（高位の高官） - ハイリスク国の顧客	<ul style="list-style-type: none">✓ 従業員に対する教育✓ 厳格な取引時確認（VIP顧客・PEPs・ハイリスク国の顧客の場合）✓ 入場の拒否（反社会的勢力の場合）✓ フロントマネー・クレジットライン設置時のPEPsであるか否かの確認✓ 継続的モニタリング
顧客の取引パターン - 少額使用・未使用 - ストラクチャリング - リファイニング - 両サイドでの賭け - 勝ちゲームの買い取り - 従業員との共謀	<ul style="list-style-type: none">✓ 疑わしい取引の可能性のある取引のリスト化✓ 従業員に対する取引手口の教育✓ 取引時確認の実施（疑わしい取引・ストラクチャリングの防止）✓ キャッシュレス・カードシステムの導入（勝ちゲームの買い取りの防止）✓ 厳格な従業員の背面調査（従業員との共謀の防止）✓ 疑わしい取引の届出の積極的な提出✓ 継続的モニタリング（少額使用・未使用の取引、ストラクチャリング）

従業員に対する教育

- 高額取引報告・疑わしい取引の報告およびカジノのAMLプログラムに対する継続的な教育はカジノにおける内部管理体制の中でも重要な要素の一つである。
- 教育研修用のテキストは定期的にアップデートする必要がある。法令・規制の改正やカジノのプラクティスに変更がある場合には、適宜、当該情報を従業員に提供しなければならない。
- リスク評価の結果、リスクが高いと考えられる取引や疑わしい可能性がある取引・手口について教育。
- 以下の従業員に対しては最低1年に1回は教育をする必要がある。
 - カジノゲーム（テーブルゲーム、ポーカー、ビンゴ）担当従業員
 - カジノマーケティング従業員
 - ケージの従業員
 - 監視担当従業員
 - AMLコンプライアンス従業員
 - 監査担当従業員
 - 上級ゲーミング経営者、取締役、監査委員、コンプライアンス委員

カジノにおける取引のモニタリング

- コンプライアンスオフィサーは当該カジノにおけるリスク評価によって決められた敷居値を超える取引を事業者内部のデータにより定期的に調査する。
- コンプライアンスオフィサーは、以下のような事情がある場合には、さらに、外部データベース（PEPs該当性、犯罪の可能性や疑わしビジネス手法に関するレポート、カジノに関する犯罪歴）により、疑わしい取引の届出をする必要性について調査する。
 - 多額の入金をしたものの、合理的な理由なく（ほとんど又は全くゲームをせず）全く出金をしていない顧客
 - ほとんど入金をしないものの、合理的な理由なく多額の出金をする顧客
 - クレジットカードにより多額の前払があるにもかかわらず、ほとんどプレーをしない顧客
 - 高額取引報告の敷居値よりわずかに低い金額の取引（または合算した取引）をする顧客
 - 当該顧客との関係が不明な第三者宛の小切手受取りまたは送金をする顧客
 - 高額取引報告を避けるのが明らかな目的で複数の取引を一定期間を超えて行っている顧客
 - 複数の顧客のために行われる1回の送金による支払い（資金支払元と複数の顧客との関係がカジノには不明な場合）

現金・チケット・キャッシュレスの比較

	紙幣	チケット	キャッシュレス
キャッシュインの把握	○	○	○
キャッシュアウトの把握	×	○	○
プレイヤーの特定	×	△ (プレイヤーカード使用時のみ)	○
マネロン対策	△	○	◎

- 現金取引は、現金の移動の流れの把握がほとんどできない。2015年4月より、MGM Resorts InternationalとWynn Resortsは、マネー・ローンダリング対策のため、ポーカーテーブルにおいて現金をチップに交換せずに利用することを禁止した。
- チケット（TITO）やキャッシュレスは、カジノ管理システムが導入されていることを前提としている。*キャッシュレスはプレイヤーカードを利用することを前提とする。
- キャッシュレスはプレイヤーカードを用いて、スロットマシンにおいて、プレイヤー毎の限度額管理も可能。

⇒カジノマネジメントシステムやプレイヤーカードを利用することを前提としたキャッシュレスシステムの導入をすべきではないか。

厳格な入場規制（マネー・ローンダリング対策・反社対策）

- 日本国籍を有する者と中長期在留者・特別永住者に限らず、また、一見顧客か継続顧客に限らずに、外国人観光客についても入場に顔写真付の本人確認書類により本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認をすべき。
- シンガポールでは、シンガポール国民/永住権保持者については、（キオスクにおいて入場税を支払うと共に）「シンガポール国民/永住権保持者レーン」において、国民登録番号（NRIC）カード、運転免許証等をかざしてカジノ場内に進める。外国人については、「Foreigner」（外国人）レーン」から入場する際にパスポート等の顔写真付の本人確認書類を提示することによりカジノ場内に入場できる。
- 依存症対策として、入場時に日本人・永住者であれば、マイナンバー制度における個人番号カード、外国人観光客などであればパスポートでの確認を求められる方向であるが、取引時確認における本人確認書類としても用いられることになり、マネー・ローンダリング対策・反社対策にも資する。
- パスポートは住居情報などが不十分である（スキャンングを取る頁に住所が表示されておらず、また手書き）ので、住居情報を誓約書を取る際（次頁）に、併せて申告させるべき。

【附帯決議】（第9項）

入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。

入場規制としては誓約書等も徴求すべき

誓約書

平成●年●月●日
●● ●●

(1) 私は、現在、次の各号の者（以下「暴力団等」と総称します。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④暴力団準構成員
- ⑤暴力団関係企業
- ⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑦その他前各号に準ずる者

(2) 私は、現在、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団等が経営を支配していること
- ②暴力団等が経営に実質的に関与していること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していること
- ④暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- ⑤暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

- カジノ施設利用約款の中には、反社会的勢力排除条項が規定されることが予定されている。
- しかしながら、暴力団員がゴルフ場でプレーした際に、利用約款に反社会的勢力排除条項を規定しているだけでは、詐欺罪が成立しないとした最高裁判決がある（最判平成26年3月28日）ことに鑑みると、反社会的勢力ではないことの誓約書を入場者から徴求することが求められる。
- 外国人観光客も暴力団からの資金を用いてカジノ施設内に入場する可能性がある（いわゆる共生者として反社会的勢力に該当する。）。したがって、外国人観光客に対しても反社会的勢力は入場できないことを認識させる必要があり、日本人と同様に誓約書を徴求する必要がある。多言語の誓約書を用意。
- 反社会的勢力でないことを誓約させることで、事後的に詐欺罪で告発することにより、反社会的勢力の入場を予防することが可能。
- カジノ施設の入口付近には、多言語で反社会的勢力入場禁止の掲示をすべき。

IR事業者に対する暴力団員を入場させない義務

- 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）や各都道府県の暴力団排除条例により、IR事業者は、反社会的勢力に対してカジノ施設に入場をさせてプレーをさせること自体が認められないので、かかる義務を法定化すること自体は許容されると考えられる。
- もっとも、IR事業者が暴力団員情報を完全に保有することは事実上不可能であるので、事前に顧客が暴力団員に該当する情報を保有していなかった場合に、結果責任を問うのは酷である。
- そこで、IR事業者が自社のデータベースにおいて、事前に暴力団員の情報を登録しているにもかかわらず、故意または重過失でこれを見逃した場合にのみ、これに違反し、課徴金等の対象となることとすべき。

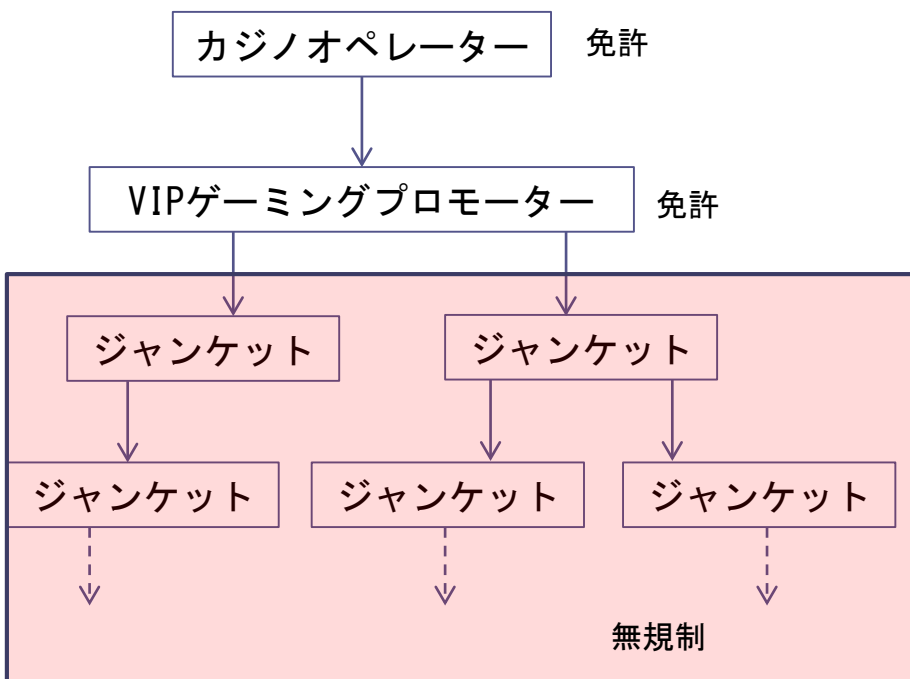
暴力団員に対して入場禁止義務を課することについて

- 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」や各都道府県の暴力団排除条例により、IR事業者は、反社会的勢力に対してカジノ施設に入場をさせてプレーをさせること自体が認められない。
- その観点で、暴力団員自体に対しても入場禁止義務を課し、これに違反する場合は刑事罰の対象とするのが妥当。
- 暴力団員は、自らの意思により暴力団を脱退し、そうすることで暴力団員でなくなるのが可能であるので、このような義務を課しても法の下での平等（憲法14条）に違反することはないと考えられる（最高裁平成27年3月27日市営住宅契約解除判決）。
- 暴力団員（および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者）のみを対象とするのであれば構成要件の明確性（罪刑法定主義）にも反しないと考えられる。

反社会的勢力の情報について

- IR事業者は自助として、反社会的勢力のデータベースを構築する必要がある。
- VIP顧客がフロントマネーやクレジットラインを設定する際には必ず、事前に反社データベースとの照合が必要。
- 一般顧客についても、可能な限り、入場時に反社データベースとの照合が即時にできるようなシステムを導入されることが望ましい。仮にこれが実務上不可能である場合でも、事後的に全顧客について照合をすべき。（事後に判明した場合は詐欺罪で告発）
- 2～3 設立されるIR事業者間で反社情報を共有することが望まれる（共助・個人情報保護法の観点からも許容される。）。
- 自社の反社データベースでは限界があるため、警察からの暴力団員情報が必要となるが、IR事業者間で暴対法上の「不当要求情報管理機関」に該当する団体を設立し、警察の支援を受け易くするのが望まれる。（公助）

マカオのジャンケット



ジャンケットの機能

- カジノへの送客（マーケティング）
- 顧客への与信
- サービシング（債権回収）

- 「ジャンケット」（junket）とは、マカオにおいて発展したものであり、中国語の「進家」（Jin-Ke、顧客を紹介すること）を語源とし、VIP顧客をカジノに送客し、カジノ事業者からコミッションを得る仕組みである。
- ジャンケット事業者は、外部事業者であり、カジノ事業者のリスクの一部を引き受け（マーケティングコストおよび与信リスク）、サービシング（債権回収行為）も担う。すなわち、VIP顧客のマーケティングエージェント、貸金業者、サービサーの役割を果たしている。
- マカオのVIPルームにおいては、カジノオペレーター、VIP顧客、VIPゲーミングプロモーター、ジャンケット事業者の4者間の契約関係からなる。ジャンケット事業者は実際には下請け業者があり、ねずみ講のように複数層をなしている。VIPゲーミングプロモーターはジャンケット事業者の元締めのような役割を果たす。VIPゲーミングプロモーターは、当局から許認可を受け規制の対象となっているが、VIPゲーミングプロモーターから委託を受けた（下請けの）ジャンケット事業者は、規制の対象となっていない。これにより、資金の流れが益々不明になり、マネロンリスクが高まる。
- FATF報告書において、ジャンケット事業者はマネー・ローンダリングの高リスク主体として指定される。

FATF報告書で指摘されるジャンケットの違法行為

- 中国本土では、人民元の送金規制がなされているので、中国本土からマカオへ、マカオから中国本土への資金の流れについては、ジャンケット事業者が地下銀行と結託してなされることがある。
- また、VIPルームにおいてジャンケットは顧客に対して、デッドチップ（dead chip）を貸与するので、事後的に貸与額を中国本土において支払うことによっても、事実上の送金ができる。中国本土では、カジノの債務を取り立てることが法律で禁止されているが、ジャンケット事業者は、VIP顧客が返済できない場合は、三合会（三合會）などの香港の犯罪組織と結託し、当該VIP顧客を監禁し、家族が支払うまでは解放しないという事例がある。
- VIPルーム内でのマネー・ローンダリングは、全部または一部、ギャンブルをしていないのにもかかわらず、確認をせずにギャンブルの賞金であるとして換金されるといった方法によりなされる。換金して、地下銀行を通じて中国に持ち帰ることもあるし、海外の口座に送金することもある。

シンガポールのInternational Market Agent (IMA)

- シンガポールのジャンケット制度であるInternational Market Agent (「IMA」) 制度では、ジャンケット事業者に、カジノ事業者と同等のライセンス制度を採用することや、マカオのカジノのような二次受・三次受のジャンケットを利用することを禁止する。
- 現在、Resort World Sentosaが3者をIMAとして指定している。Marina Bay Sandsは採用していない。
- IMA制度は、海外顧客のみを対象としたジャンケットライセンスで、カジノ事業者と同等の免許制度として、事業者としての適格性や従業員の免許取得義務が課せられている。
- IMAは、コミッション等の免許を保有しない第三者と分割する事が禁止される。
- カジノ事業者に対しては、①IMAに対する各種情報の報告義務、②IMAから紹介されたプレイヤーに関する個人情報の「事前」報告義務 (arrival report)、③その他関連情報の取得・保持義務が課せられる。

ジャンケット制度の導入は極めて慎重に検討すべき

- ジャンケット制度については、マネー・ローンダリングの問題だけでなく、反社会的勢力の関与、高利貸しによる貸金業法違反といった問題もある。カジノ債務の取立てに関しては、中国本土の（違法な）サービサーに債権譲渡をすることにより、日本国内の弁護士法などの法律の直接の対象とならなくても、現地法の違反のほか日本のIRに関連してこのような問題が生ずることは到底許されるものではない（これはカジノ事業者であっても同じ）。また、ジャンケットが反社会的勢力の資金源となる可能性も否定できない。
- ジャンケット制度を設けない結果として、中国本土などのVIP顧客を誘客できないとしても、ジャンケット制度の負の面を抑止することの利益のほうが大きいと思われる。
- シンガポールが導入したInternational Market Agentのように、①二次請け以下のジャンケットの禁止（カジノ事業者との直接契約のみ）、②顧客への与信行為の禁止、③コミッションの分割の禁止、④顧客の個人情報取得義務、⑤カジノ事業者への報告義務などを課すことにより、ジャンケット制度の負の面を抑止できるのではないかと考えられる。
- 規制当局の観点でも、カジノ事業者の営業職員のほうが監督がしやすい。シンガポールも2010年に二つのカジノを開業後、2年経った2012年に同制度を導入したことに鑑みれば、IR導入時にただちに同制度を導入するのではなく、慎重に検討すべき。
- Las Vegas SandsはシンガポールのMarina Bay Sandsにおいて、International Market Agentを導入していないが、その理由について同社のCEOであるSheldon Adelson氏は、「シンガポールでは（許認可を受けたジャンケット事業者のことを）International Market Agentというが、それは言葉のとおりだ。彼らは営業職員にすぎない。彼らは信用供与ができないし、コミッションの分割もできない。すなわち、我々の100人超の営業職員と同じにすぎない」と発言した（”Las Vegas Sands CEO: Not Interested In Working With Singapore-Type Junket Operators”（Shares Investment）（<http://www.sharesinv.com/articles/2012/04/26/las-vegas-casino-gaming-macau/>））。

【参議院内閣委員会附帯決議】（第11項）

なお、諸外国におけるいわゆる「ジャンケット」の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。